

「鳴門市『空き家バンク制度』 媒介等に関する協定」調印式



平成29年3月28日(火)、鳴門市役所において「鳴門市『空き家バンク制度』媒介等に関する協定」の調印式が執り行われました。

鳴門市『空き家バンク制度』とは、鳴門市が人口減対策として市内への移住・定住を図るとともに、鳴門市内における空き物件の利活用を通し、地域の活性化を促進することを目的とした制度であり、本協定は、鳴門市と本協会が協力し、相互連携のもとに、空き家等の取引の安心や利便性の向上を図り、鳴門市内の空き家物件の有効活用及び増加抑制を図ることを目的としたものであります。

本協定の締結によって、空き家等の所有者と空き家等の利用を希望する人との間で締結される、売買・賃貸借等の契約に関して本会会員が協力す

ることにより、両社の利益保護が期待されるところであります。



「徳島県における地域経済の活性化の支援に係る業務連携・協力に関する覚書」の締結



本会と徳島商工会議所、株式会社日本政策金融公庫徳島支店は、徳島県内の経済活性化支援に係る相互の連携を円滑にし、空き家・空き店舗対策、移住促進、事業継承などの地域の課題の解決を図るため、「地域課題解決ネットワーク徳島」を構築し、情報提供その他の業務連携を円滑に行うことにより、地域経済の活性化に資することを目的として、平成29年5月9日、「徳島県における地域経済の活性化の支援に係る業務連携・協力に関する覚書」の締結を行いました。

